

保健福祉部関係「施設設置管理の基準等」に係る条例案について

1 経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（「第1次一括法」及び「第2次一括法」）の施行に伴い、関係法令が改正され、これまで省令で定められていた社会福祉施設等の基準について、条例で定めることとするものである。

2 これまでの経過及び今後の予定

- ・ 24年 6月 関係団体との調整
　　社会福祉審議会の意見聴取
　　6月定例会文教厚生委員会で骨子案を報告
- ・ 24年 7月 パブリックコメントの実施
- ・ 24年 9月 9月定例会に条例案を提案
- ・ 25年 4月 条例施行

3 9月定例会に提案を予定している条例案

- ・ 社会福祉法施行条例（委員会資料 P9）
- ・ 児童福祉法施行条例及び生活保護法施行条例の一部を改正する条例（同 P9）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例
　　（同 P10）
- ・ 医療法施行条例（同 P10）
- ・ 介護保険法施行条例（同 P11）
- ・ 老人福祉法施行条例（同 P12）

4 パブリック・コメントの結果

- ・ 実施期間 平成24年7月18日（水）から8月6日（月）まで
- ・ 提出者数 10人
- ・ 提出件数 19件（うち重複意見 2件）
- ・ 内容
 - 条例の規定内容に関する意見 4件
 - 提示した骨子案に賛成する意見 5件
 - 県の施策に関する意見 8件

5 条例案における独自性の具体例について

(1) 各施設・事業等の特性や実情に応じた基準

- 地域住民に対して保育に関する情報提供を行うことにより、地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすよう努めること（保育所）
- ほふく室を適切に区画することで、ほふくする乳幼児と、ほふくしない乳幼児と一緒に保育し、有効活用できるようにしたこと（保育所）
- 入所者的人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重した運営を義務付けたこと（婦人保護施設）
- 利用者が自主的・積極的にスポーツに親しめるような支援の提供に努めること（障害施設）
- 居室定員の上限を緩和したこと（特別養護老人ホーム）
 - 〔省令：原則1人、ただしサービス提供上必要な場合は2人
→条例：原則1人、ただしサービス提供上必要な場合は4人以下も可能〕

(2) 次の「3本柱」の視点からの基準

① 近い将来発生が予想される「三連動地震」への対策

- 地震、風水害、火災その他非常災害に関する避難の具体的計画を立てる際の立地条件の考慮とその計画の掲示（保護施設・児童施設・障害施設・高齢施設）
- 3日間分の非常用食糧・飲料水等の備蓄（保護施設・障害施設・高齢施設）

- 災害発生時における施設間の相互連携による被災者支援（保護施設・児童施設・障害施設・高齢施設）

② 利用者等に対する「健康管理」の促進

- 入所者の健康管理の観点から、健康の保持増進を担当する職員を配置（保護施設・児童施設）

- 「笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例」の趣旨を補完するため、入所者の歯と口腔の健康づくりを促進（障害施設・高齢施設）

- 児童の健全な食生活や心身の成長を図るため、食育に関する担当者を配置（児童施設）

③ 施設が持つ機能を最大限活かした「地域交流」の促進

- 施設と地域との交流を促進し、支え合える関係を構築するため、入所者や施設運営に支障のない範囲で、当該施設の一部使用等を可能とすること（保護施設・児童施設・障害施設・高齢施設）

6 その他

本県独自の基準以外の基準については、政令で定める基準の例によるものとする。

(参考)

条例委任する場合の基準設定の類型

| 基準の類型 | 条例に委任する場合の国が示す基準 | 具体的な内容例 |
|--|---|---|
| 従うべき基準 <small>(処遇に直接影響する基本的事項)</small> | <ul style="list-style-type: none"> 必ず適合させなければならない基準 当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの | <ul style="list-style-type: none"> 人員配置基準 居室面積基準 人権に直結する運営基準 |
| 標準 <small>(一定のサービス水準維持に必要な事項)</small> | <ul style="list-style-type: none"> 通常よるべき基準 合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることを許容 | <ul style="list-style-type: none"> 利用定員 |
| 参酌すべき基準 <small>(省令基準を十分参考すべき事項)</small> | <ul style="list-style-type: none"> 十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの | <ul style="list-style-type: none"> その他の施設、設備、運営基準等 |

保健福祉部関係で条例で基準を定める施設、事業等

| 法律名 | 対象施設・事業等 |
|------------------------------|--|
| 生活保護法 | <ul style="list-style-type: none"> 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設 |
| 児童福祉法 | <ul style="list-style-type: none"> 指定障害児通所支援事業者 指定障害児入所施設 児童福祉施設 |
| 社会福祉法 | <ul style="list-style-type: none"> 軽費老人ホーム 婦人保護施設 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | <ul style="list-style-type: none"> 指定障害福祉サービス 指定障害者支援施設等 障害福祉サービス事業 地域活動支援センター 障害者支援施設 福祉ホーム |
| 医療法 | <ul style="list-style-type: none"> 病院等 |
| 老人福祉法 | <ul style="list-style-type: none"> 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム |
| 介護保険法 | <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅サービス 指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 指定介護予防サービス |

